一　富士箱根伊豆国立公園
　公園事業の名称及び種類　区域　公示
　諏訪の森宿舎　山梨県富士吉田市（諏訪の森）　昭和五十九年一月環境庁告示第三号
　本栖湖西岸宿舎　山梨県南巨摩郡身延町（本栖湖西岸）　平成九年二月環境庁告示第八号
　船津給油施設　山梨県南都留郡富士河口湖町（船津）　平成九年二月環境庁告示第八号

○環境省告示第十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成三十年三月二十七日　環境大臣　中川　雅治

一　釧路湿原国立公園
　塘路・茅沼地域自然再生施設事業（平成十八年十二月環境省告示第百六十八号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　塘路・茅沼地域自然再生施設　北海道川上郡標茶町（塘路・茅沼地域）

二　十和田八幡平国立公園
　十和田湖外輪山線道路（歩道）事業（平成十年八月環境庁告示第五十九号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　路線
　十和田湖外輪山線道路（歩道）　起点―青森県十和田市（宇樽部）
　終点―青森県十和田市（十和田山）
　起点―秋田県鹿角郡小坂町（発荷峠）
　終点―秋田県鹿角郡小坂町（白地山東陵線・歩道合流点）

後生掛宿舎事業（平成二十八年三月環境省告示第二十四号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　後生掛宿舎　秋田県鹿角市（後生掛集団施設地区）

三　三陸復興国立公園
　浄土ヶ浜駐車場事業（平成七年三月環境庁告示第八号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　浄土ヶ浜駐車場　岩手県宮古市（浄土ヶ浜集団施設地区）

四　日光国立公園
　那須連山主脈縦走線道路（歩道）事業（昭和六十一年一月環境庁告示第六号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　路線
　那須連山主脈縦走線道路（歩道）　起点―福島県西白河郡西郷村（甲子峠）
　終点―栃木県那須郡那須町（那須町高久乙）

五　尾瀬国立公園
　会津駒ヶ岳登山線道路（歩道）事業（平成二十年十月環境省告示第七十二号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　路線
　会津駒ヶ岳登山線道路（歩道）　起点―福島県南会津郡檜枝岐村（下ノ原・国立公園境界）
　終点―福島県南会津郡檜枝岐村（中門岳山頂）

六　上信越高原国立公園
　仁礼菅平線道路（車道）事業（平成二十年十月環境省告示第七十三号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　路線
　仁礼菅平線道路（車道）　起点―長野県須坂市（仁礼・国立公園境界）
　終点―長野県上田市（菅平・車道合流点）
　谷川岳休憩所事業（平成二十八年三月環境省告示第二十四号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　谷川岳休憩所　群馬県利根郡みなかみ町（谷川岳集団施設地区）

七　富士箱根伊豆国立公園
　田貫湖野営場事業（平成九年九月環境庁告示第四十四号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　田貫湖野営場　静岡県富士宮市（田貫湖集団施設地区）

八　中部山岳国立公園
　ワサビ平宿舎事業（昭和六十年一月環境庁告示第十三号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　ワサビ平宿舎　岐阜県高山市（ワサビ平）

乗鞍鶴ヶ池宿舎事業（昭和六十年一月環境庁告示第十三号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　乗鞍鶴ヶ池宿舎　岐阜県高山市（乗鞍鶴ヶ池集団施設地区）

九　吉野熊野国立公園
　千里の浜園地事業（平成二十八年一月環境省告示第三号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　千里の浜園地　和歌山県日高郡みなべ町（千里の浜）

十　瀬戸内海国立公園
　六甲山宿舎事業（平成十六年二月環境省告示第六号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　六甲山宿舎　兵庫県神戸市（六甲山）

十一　足摺宇和海国立公園
　竜串園地事業（平成二十八年九月環境省告示第九十三号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　竜串園地　高知県土佐清水市（竜串集団施設地区）

十二　霧島錦江湾国立公園
　開聞山麓園地事業（昭和四十四年二月厚生省告示第四十七号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　開聞山麓園地　鹿児島県指宿市（開聞山麓）

大泊野営場事業（昭和六十三年五月環境庁告示第十三号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　大泊野営場　鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）

○環境省告示第十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、三陸復興国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成三十年三月二十七日　環境大臣　中川　雅治

一　追加する区域
　宮城県石巻市谷川浜の一部
　宮城県石巻市谷川浜の地先海面の一部
　宮城県本吉郡南三陸町歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字小細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字石浜、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄木、戸倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字下道、戸倉字寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字藤浜、戸倉字若宮、志津川字大森、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の地先海面の一部

二　区域を表示した図面（省略）